

答申第 567 号

平成 24 年 3 月 29 日

神奈川県教育委員会  
委員長 平出 彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長 堀部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 23 年 10 月 14 日付けで諮問された特定の通報に係る注意喚起文書等  
不存在の件（諮問第 620 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

- (1) 実施機関が、公開請求の対象となる行政文書として、特定の内部通報調査報告等を特定し諾否の決定を行ったことは、妥当である。
- (2) 実施機関が、関係所属からの改善措置に係る報告書等は取得していないとして、公開を拒んだことは、妥当である。

## 2 不服申立てに至る経過

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成23年8月20日付けで神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して、次に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」と総称する。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

ア 平成21年4月17日に受け付けられた内部通報（以下「内部通報1」という。）について、公正・透明な職場づくり相談窓口（以下「公正・透明窓口」という。）、教育局企画調整部行政課等（以下「担当課等」と総称する。）が関係所属に対して注意喚起を実施するとしたことについて作成した全文書（以下「関係文書」という。）

イ 担当課等が関係所属に送付した注意喚起に関する文書（以下「注意喚起文書」という。）

ウ 担当課等が関係所属から受け取った改善措置に係る報告書等（以下「本件報告書」という。）

- (2) 本件請求に対し、教育委員会は、平成23年8月30日付けで、関係文書として公正・透明窓口が公正・透明な職場づくり推進要綱（以下「推進要綱」という。）第10条第3項に基づき神奈川県教育長（以下「教育長」という。）に報告した内部通報調査報告（以下「第10条報告書」という。）を特定し、また、注意喚起文書として教育長が推進要綱第12条に基づき外部調査員に報告した改善措置報告（以下「第12条報告書」という。）を特定した上で、それぞれを一部非公開とする決定を行い、併せて、本件報告書は存在しないとして公開を拒む決定（以下「本件処分」と総称する。）を行った。

- (3) 不服申立人は、平成23年10月10日付けで教育委員会に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分取消しを求めるという趣旨の不服申立てを行った。

## 2 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

### (1) 不服申立ての趣旨について

実施機関が公開請求の対象として第10条報告書及び第12条報告書を特定したことは誤りである。また、本件報告書が存在しないとの実施機関の説明は納得できない。

本件行政文書を正しく特定し、再度諾否決定することを求める。

### (2) 関係文書等の特定について

ア 不服申立人は、内部通報1の処理に係る文書を請求したが、実施機関は平成21年12月2日に受け付けられた内部通報（以下「内部通報2」という。）の処理に係る文書を公開したものであり、内部通報1と内部通報2の文書を取り違えている。

イ 内部通報1と内部通報2とは内容が異なり、県のホームページで公表された平成21年度不祥事防止対策の実施状況（以下「実施状況」という。）においても別件の通報として整理され、調査結果もそれぞれ通知されている。このことから、内部通報1及び内部通報2（以下「本件内部通報」と総称する。）を一括して処理したとの実施機関の説明は納得できず、それぞれについて起案文書が作成されているはずである。

ウ 調査結果通知と実施状況とを比較すると、本件内部通報の内容等が一致しておらず、他にも未公開の文書が存在するのではないかという疑念を抱かざるを得ない。

### (3) 本件報告書が存在しないことについて

実施機関は、本件内部通報に関する調査を長期間実施しているため、担当課等は関係所属に対して改善措置に関する報告書を求めてもよいはずである。

また、改善措置に向けた注意喚起を行ったのであれば、担当課等は

その結果を確認すべきであるから、本件報告書が存在する可能性はある。

### 3 実施機関（教育局企画調整部行政課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

#### （1）内部通報制度について

内部通報制度は、不祥事を未然に防止するとともに、県民から信頼される県行政の実現に向けて、公正で透明な職場づくりを推進することを目的に、神奈川県職員等不祥事防止対策条例第6条及び推進要綱の規定に基づき、同条例第2条第3項各号に掲げる法令違反等の行為について、職員等から通報を受け付け、調査し、必要な改善措置等を講ずる制度である。

#### （2）本件行政文書について

本件行政文書は、内部通報1について、担当課等が関係所属に対し注意喚起を行ったことに関する文書である。

不服申立人は、本件行政文書を正しく特定し直した上で諾否決定することを求めているが、実施機関は、管理している行政文書を確認して本件行政文書を特定した上で、条例第5条第4号に該当する非公開情報を除き、全文書を公開している。

#### （3）関係文書等の特定について

ア 本件内部通報は、共に県立学校の夜間給食に関する内容であり、共通する事項に関する調査は一括して行い、また、関係所属への注意喚起等は内部通報2の一環として実施した。

このため、本件内部通報のうち共通する事項の調査に関する文書は、内部通報2の処理に係る文書の中に整理、保管しており、この中から関係文書として第10条報告書を、注意喚起文書として第12条報告書を特定した。

関係文書及び注意喚起文書（以下「関係文書等」と総称する。）については、既に公開した文書以外には作成も保管もしていない。

イ 不服申立人は、調査結果通知と実施状況とを比較して本件内部通報の内容が一致していないと主張しているが、実施状況は内部通報の概要であり、適切な内容であると考ええる。

(4) 本件報告書が存在しないことについて

ア 関係所属が必要な改善措置を講じた後の報告の要否については、推進要綱に規定がなく、個々の事案ごとに違法性等を考慮して判断している。

イ 内部通報の調査結果が関係所属の裁量の範囲内であれば、一般的には口頭での注意喚起としている。

本件内部通報の調査結果のうち、特別支援学校において教育指導に直接携わらない職員が、児童、生徒と同額で給食を喫食していることについては、当該学校における学校管理、教育課程、学習指導、生徒指導等を総合的に勘案して、事務所管課の責任において検討を進めるべきであり、直ちに是正措置を講じなければならない事項であるとは認められないため、口頭による注意喚起が相当であると判断した。

ウ 以上のことから、関係所属に対して報告書等の提出を求めておらず、また、関係所属から自発的に報告書等が提出されたこともないため、本件報告書は存在しない。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、内部通報1の調査結果に基づき、担当課等が関係所属に対し注意喚起を行ったことに関する関係文書、注意喚起文書及び本件報告書である。

当審査会が確認したところ、本件請求の趣旨は、関係文書等については改めて文書を特定し諾否決定することを求め、本件報告書についてはその公開を求めるというものである。

そこで、当審査会としては、これらの行政文書の特定及び存否について、以下検討する。

(3) 関係文書等の特定について

ア 実施機関は、本件内部通報のうち共通する事項の調査を一括して行い、また、関係所属への注意喚起等は内部通報2の一環として実施したため、本件内部通報の調査等に関する文書は内部通報2の処理に係る文書の中に整理、保管しており、この中から関係文書等を特定したと説明している。

これに対し、不服申立人は、実施機関が本件内部通報を一括処理したとの説明は納得できず、それぞれについて起案文書が作成されているはずであると主張している。

イ 当審査会において確認したところ、内部通報2について調査が必要な事項は内部通報1と共通していたため、推進要綱第8条に基づき外部調査員の指示のもとに公正・透明窓口の職員が調査を一括して行い、また、対応も共通していたことから、内部通報2に係る改善措置等として関係所属への注意喚起等を実施し文書を作成していることが認められる。

このため、本件内部通報のうち共通する事項の調査に関する文書は内部通報2の処理に係る文書の中に整理、保管しており、この中から関係文書等を特定したとの実施機関の説明に不合理な点はない。

ウ 当審査会において調査結果通知と実施状況とを比較検討したところ、一部に不整合な点が認められ、未公開の文書が存在するのではないかという疑念を抱かざるを得ないとの不服申立人の主張については理解できないこともない。

しかし、実施機関が行った本件内部通報の処理は前記イのとおりであり、既に公開した文書以外には関係文書等を作成も保管もしていないという実施機関の説明を覆すに足りる特段の事情は認められない。

エ したがって、当審査会としては、実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、第10条報告書及び第12条報告書を特定し諾否の決定を行ったことは、妥当であると判断する。

(4) 本件報告書が存在しないことについて

ア 実施機関は、報告を求めるか否かは個々の内部通報の内容、性質等を勘案して判断しており、本件報告書については、関係所属に対して報告

書等の提出を求めておらず、また、関係所属から自発的に提出されてもいないため、本件報告書は存在しないと説明している。

これに対し不服申立人は、本件内部通報に関する調査を長期間実施しているのだから、担当課等は関係所属に対して改善措置に関する報告書を求めてもよいはずで、結果を確認すべきであるから、本件報告書が存在する可能性はあると主張している。

イ 関係所属が内部通報に対する必要な改善措置を講じた後の報告については、推進要綱上規定されていないことが認められ、報告書の提出の要否は、外部調査員の意見又は助言を踏まえた上で担当課等が判断すべきものとする。

本件報告書については、関係所属から受け取っていない旨の実施機関の説明を覆すに足りる特段の事情は認められない。

ウ したがって、当審査会としては、実施機関が、本件報告書は存在しないとして公開を拒んだことは妥当であると判断する。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成23年10月17日	○ 諮問受理
10月25日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
11月14日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
11月16日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
12月12日 (第113回部会)	○ 審議
平成24年1月13日	○ 指名委員により不服申立人から意見を聴取 ○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
1月23日 (第114回部会)	○ 審議
2月3日 (第115回部会)	○ 審議
3月13日 (第116回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
柿 崎 環	東洋大学法科大学院教授	
交 告 尚 史	東京大学大学院教授	会長職務代理者
沢 藤 達 夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴 木 敏 子	横浜国立大学教授	部 会 員
西 津 政 信	東 海 大 学 教 授	部 会 員
東 玲 子	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
堀 部 政 男	一 橋 大 学 名 誉 教 授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成24年3月29日現在) (五十音順)